

参 考 資 料

○ 神奈川県大気汚染緊急時措置要綱（抜すい）

（目的）

第1条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第23条及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年条例第35号。以下「条例」という。）第112条に基づき、大気汚染による緊急事態が予想される場合（以下「緊急事態等」という。）にとるべき必要な措置を定めるものとする。

（測定点）

第2条 前条に定める緊急事態等に対処するために必要な測定は、別表第1に定める基準測定点及び補助測定点において実施する。

2 緊急事態等の発令は、基準測定点の測定値により決定するものとし、必要により補助測定点の測定値を参考とするものとする。

（常時監視）

第3条 知事若しくは横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市の長（以下「6市の長」という。）は、法第22条及び法施行令第13条の規定に基づき大気汚染の状況を常時監視するものとする。

2 知事及び6市の長は、前項の事務を行って得た窒素酸化物、光化学オキシダント、一酸化炭素等並びに風向、風速、温度及び湿度（以下「窒素酸化物等」という。）の測定値を毎時間記録し、整備するものとする。

3 県環境農政局環境部大気水質課は、大気の汚染が法施行令第11条に規定する緊急時に該当するおそれがあると判断した場合には、気象状況を横浜地方気象台に照会するものとする。

（測定データの収集協力）

第4条 知事が設置する基準測定点を行政区域内に有する市長（6市の長を含む。）及び町長は、当該基準測定点における測定データの収集について知事に協力するものとする。

（予報の発令）

第5条 知事は、条例第112条の規定により、大気汚染予報を発令するものとする。

2 前項に規定する予報は、前日予報及び当日予報とし、前日予報は午後5時に、当日予報は午前10時に、それぞれ行うこととする。

（緊急時措置の発令）

第6条 知事は、法第23条の規定により、緊急時措置を発令するものとする。

2 前項に規定する緊急時措置は、当分の間、光化学オキシダントについて発令するものとし、それぞれ注意報、警報、重大緊急時警報の三段階とする。

(発令基準等)

第7条 予報及び緊急時措置（以下「緊急時措置等」という。）の発令及び解除の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(発令時の措置及び立入検査)

第8条 緊急時措置等が発令された場合の措置は、別表第3に定めるとおりとする。

2 知事は、緊急時措置等を発令した場合、措置の実施状況を把握するため、当該職員に主要ばい煙排出者の工場・事業場等に立ち入り、施設、帳簿書類、その他の物件の検査をさせるものとする。

(ばい煙の排出者)

第9条 工場・事業場（市町村・一部事務組合の一般廃棄物処理場を除く）の各ばい煙発生施設（予備用は除く。）において使用される原料及び燃料の量を別表第4に定めるところにより重油の量に換算したものの合計量が、常用最大で1時間当たり1.5kLを超える場合及び市町村・一部事務組合の一般廃棄物処理場の廃棄物焼却炉において焼却する原料の量を別表第4に定めるところにより重油の量に換算したものの合計量が定格で1時間当たり4.0kLを超える場合は、主要ばい煙排出者として、様式第1により知事に実態を届け出なければならない。

2 光化学オキシダントに係る主要ばい煙排出者は、緊急時措置等が発令された場合の計画を様式第2により、知事に提出しなければならない。

3 第1項に規定する主要ばい煙排出者は、特に承認した場合を除き、その使用する主なばい煙発生施設から排出される窒素酸化物の排出状況について常時測定を行うとともに、知事又は市長若しくは町長の要求により、いつでも提示できるようにしておかなければならない。

(公安委員会への要請)

第10条 知事は、法第23条の規定により、緊急事態等が自動車排出ガスに起因すると判断した場合には、公安委員会に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

2 前項の規定により、知事が要請するときは、必要に応じ、窒素酸化物等のデータを様式第3により公安委員会へ通知するものとする。

(発令の地域)

第11条 緊急時措置等の発令地域は、別表第5に示す地域とする。ただし、知事は、当該地域の基準測定点及び補助測定点の濃度を総合的に評価の上、局地的発令も実施するものとする。

(連絡方法)

第12条 知事は、緊急時措置等の発令及び解除に関し、市長（6市の長を含む。）、町長、村長及び主要ばい煙排出者に対し、ファクシミリその他電気通信設備を活

用し、迅速に連絡するものとする。

(広報等)

第13条 知事は、緊急時措置等の発令及び解除に関し、一般県民に周知をはかるため、市長（6市の長を含む。）、町長、村長及び主要ばい煙排出者の協力を得るほか、報道機関等の協力を求めるとともに、被害状況の情報収集に努めるものとする。

(隣接都県との連携)

第14条 知事は、緊急時措置等の発令及び解除に関し、関係都県に連絡し、所要の措置について協力を要請するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、緊急時措置の実施に関し必要な事項は、別に定める実施細目によるものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和47年6月14日から施行する。

(中略)

附 則

この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

別表第1

基 準 測 定 点

番号	所 在 地	測 定 局 名
1	横浜市鶴見区本町通4-171-23	鶴見区潮田交流プラザ
2	横浜市鶴見区生麦4-15-1	鶴見区生麦小学校
3	横浜市神奈川区広台太田町3-8	神奈川区総合庁舎
4	横浜市中区本牧大里町155-18	中区本牧
5	横浜市西区平沼2-11-36	西区平沼小学校
6	横浜市南区南太田2-30-1	南区横浜商業高校
7	横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘2-15-1	保土ヶ谷区桜ヶ丘高校
8	横浜市磯子区磯子3-5-1	磯子区総合庁舎
9	横浜市金沢区富岡東6-16-1	金沢区長浜
10	横浜市港北区大豆戸町26-1	港北区総合庁舎
11	横浜市戸塚区汲沢3-6-1	戸塚区汲沢小学校
12	横浜市港南区野庭町630	港南区野庭中央公園
13	横浜市旭区鶴ヶ峰1-42	旭区鶴ヶ峰小学校
14	横浜市緑区三保町1867	緑区三保小学校
15	横浜市瀬谷区南瀬谷1-1-1	瀬谷区南瀬谷小学校
16	横浜市栄区犬山町6-1	栄区上郷小学校
17	横浜市泉区和泉町4636-2	泉区総合庁舎
18	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	青葉区総合庁舎
19	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	都筑区総合庁舎
20	川崎市川崎区宮本町3-3	川崎市役所第4庁舎
21	川崎市川崎区台町26-7	川崎区役所大師支所
22	川崎市川崎区田島町20-23	国設川崎(田島)
23	川崎市幸区戸手本町1-11-3	幸スポーツセンター
24	川崎市中原区小杉町3-245	中原区役所地域みまもり支援センター
25	川崎市高津区溝口1-6-10	高津区生活文化会館
26	川崎市多摩区登戸1329	多摩区登戸小学校
27	川崎市宮前区宮前平3-14-1	宮前平小学校
28	川崎市麻生区百合丘2-10	麻生区弘法松公園
29	相模原市中央区中央2-11-15	相模原市役所
30	相模原市南区桜台20-1	相模原市相模台
31	相模原市緑区橋本6-15-27	相模原市橋本
32	相模原市中央区田名4987-6	相模原市田名
33	相模原市緑区中野633	相模原市津久井
34	横須賀市夏島町9	横須賀市追浜行政センター

別表第1

基 準 測 定 点

番号	所 在 地	測 定 局 名
35	横須賀市久里浜6-14-2	横須賀市久里浜行政センター
36	横須賀市長坂1-2-2	横須賀市西行政センター
37	横須賀市池上4-6-1	横須賀市池上コミュニティセンター
38	平塚市東真土2-12-1	平塚市大野公民館
39	平塚市田村6-1-1	平塚市神田小学校
40	平塚市河内307	平塚市旭小学校
41	平塚市龍城ヶ丘5-62	平塚市花水小学校
42	鎌倉市御成町18-10	鎌倉市役所
43	藤沢市朝日町1-1	藤沢市役所
44	藤沢市湘南台5-23	藤沢市湘南台小学校
45	藤沢市打戻1902	藤沢市御所見小学校
46	藤沢市辻堂新町1-11-23	藤沢市明治市民センター
47	小田原市荻窪300	小田原市役所
48	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	茅ヶ崎市役所
49	逗子市逗子5-2-16	逗子市役所
50	三浦市城山町5-1	三浦市城山
51	秦野市桜町1-3-2	秦野市役所
52	厚木市中町1-8-11	厚木市中町
53	大和市下鶴間1-1-1	大和市役所
54	伊勢原市田中348	伊勢原市役所
55	海老名市勝瀬175	海老名市役所
56	座間市緑ヶ丘1-1-1	座間市役所
57	南足柄市生駒330-1	南足柄市生駒
58	綾瀬市早川550	綾瀬市役所
59	高座郡寒川町宮山165	寒川町役場
60	愛甲郡愛川町角田104-4	愛川町角田
61	足柄下郡箱根町宮城野626の11	箱根町宮城野

補助測定点

1

移動測定局

別表第2

発令基準等

		予報		注意報	警報	重大緊急時警報
		前日 (午後5時)	当日 (午前10時)			
発令基準 (気象条件からみて各欄の基準が継続すると認められることを条件とする)	光化学オキシダント	注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがあると予測したとき		1時間値0.12ppm以上である大気の汚染の状態になったとき	1時間値0.24ppm以上である大気の汚染の状態になったとき	1時間値0.4ppm以上である大気の汚染の状態になったとき
解除基準 (気象条件からみて各欄の基準が継続すると認められることを条件とする)	光化学オキシダント	1 注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがなくなったとき 2 注意報、警報または重大緊急時警報の発令をしたとき	発令基準未満となったとき	1 発令基準未満となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想されるときは注意報に切り換える 2 注意報の発令基準未満となり、その状況が継続すると認められるときは、注意報に切り換えることなく解除する	1 発令基準未満となったにもかかわらずなお汚染が継続すると予想されるときは警報または注意報に切り換える 2 注意報の発令基準未満となり、その状況が継続すると認められるときは警報または注意報に切り換えることなく解除する	

(以下、略)